明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○放送普及基本計画の一部を変更する件（**総務**三四）　一
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**四七～五二）　二
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**五四～五六）　八
○肥料を登録した件（**農林水産**二九九）　一〇
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**三〇〇）　一一
○生産業者又は輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（**同**三〇一）　一八
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（**経済産業・国土交通・環境**六一一～八七）　一九
○届出事業者の住所を変更した件（**同**八八）　二〇
○少数生産車の型式を承認した件（**同**八九～九五）　二一
○承認事業者の住所を変更した件（**同**九六）　二一
○承認事業者の代表者の氏名を変更した件（**同**九七）　二一

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三一

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記・記章紛失関係　一六

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一八

会社その他

会社決算公告　一九

告　示

○総務省告示第三十四号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第四項の規定に基づき、放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月八日

総務大臣　原口　一博

第1の1⑵アⓐAを次のように改める。

A　協会が委託により行わせる放送

(A)　平成23年7月24日（同日までの間に放送法第48条第3項において準用する同条第1項の規定により同法第9条の4第1項の認定を受けた委託国内放送業務の廃止の認可があったときは、当該廃止の日。以下「業務廃止日」という。）までの間においては、協会が委託により行わせる放送については、その周波数の1の範囲内において、次のaからcまでに掲げる各1系統の放送を行うこと。

a　難視聴解消を目的とする放送（標準テレビジョン放送）

b　衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送（標準テレビジョン放送）

c　技術動向を踏まえた、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する総合放送（高精細度テレビジョン放送（災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発若しくは普及に資するために一時的に標準テレビジョン放送を行うこともできるものとする。））

(B)　業務廃止日以降においては、協会が委託により行わせる放送については、その周波数の1の範囲内において、次のa及びbに掲げる各1系統の高精細度テレビジョン放送を行うこと（一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行うこと又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。）。

a　衛星系の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送

b　外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送

(C)　(B)の放送については、次のa及びbに掲げる事項に取り組むものとする。

a　首都直下型地震等により地上系の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星系による放送の特性を生かすこと。

b　多様化、高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及を進めること。

(D)　(B)bの放送については、次のa及びbに掲げる事項に取り組むものとする。

a　各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者（国内において放送番組の制作の事業を行う者（協会の子会社及び関連会社を除く。）をいう。以下同じ。）に制作を委託した放送番組（協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。）及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。

b　各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよう努めること。